

鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川等における河川協力団体を募集します！

募集期間：平成30年9月14日(金)～平成30年10月15日(月)

■河川協力団体制度とは？

- ◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

■河川協力団体の活動内容の一例



河川敷等清掃



森林伐採作業



環境調査



マイ防災マップづくり

1. 河川協力団体の業務

(1) 河川協力団体の業務として期待している具体的な活動内容

- ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③河川の管理に関する調査研究
- ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発

(2) 対象となる区間

鈴鹿川、鈴鹿川派川、内部川、安楽川、雲出川、雲出古川、中村川、波瀬川、櫛田川、佐奈川、宮川、五十鈴川、勢田川、大湊川、蓮川、青田川、布引谷川における三重河川国道事務所及び蓮ダム管理所が管理する区間

2. 資格および申請書類

鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川等河川協力団体募集要項をご確認ください。
なお、募集要項については三重河川国道事務所HP
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/mie>)をご確認ください。

鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川河川協力団体募集要項

三重河川国道事務所・蓮ダム管理所

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、業務を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって替えることとなります。

2 河川協力団体の活動

(1) 河川協力団体として特に期待している具体的な活動内容

河川法第58条の9のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・河川敷（堤防含む）の清掃、除草
 - ・ワンド、置き石の設置
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・河川の魚類・植物の生息マップの提供
- ③ 河川の管理に関する調査研究
 - ・河川に生息する水生生物調査、外来種の調査、駆除
- ④ 河川管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・河川環境に関する知識の普及、河川利用者へのマナーアップの啓発
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する活動

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

- ・鈴鹿川 河口から約28.5kの国管理区間
- ・鈴鹿川派川 全区間
- ・内部川 鈴鹿川合流点から約6.8kの国管理区間
- ・安楽川 鈴鹿川合流点から約1.9kの国管理区間
- ・雲出川 河口から約16.2kの国管理区間
- ・雲出古川 全区間
- ・中村川 雲出川合流点から約5.1kの国管理区間
- ・波瀬川 雲出川合流点から約4.7kの国管理区間

- ・ 櫛田川 河口から約 1 8 . 9 k の国管理区間
- ・ 佐奈川 櫛田川合流点から約 5 . 4 k の国管理区間
- ・ 宮川 河口から約 1 1 . 6 k の国管理区間
- ・ 五十鈴川 河口から約 3 . 2 k の国管理区間
- ・ 勢田川 五十鈴川合流点から約 6 . 1 k の国管理区間
- ・ 大湊川 全区間
- ・ 蓮川 蓮ダム本体上流から約 7 . 0 k の国管理区間
- ・ 青田川 蓮川合流点から約 3 . 5 k の国管理区間
- ・ 布引谷川 蓮川合流点から約 0 . 5 k の国管理区間

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 33 条の 8 に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が 5 名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後 5 年以上（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証の受ける前の活動期間を含む。）が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近 1 年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

- （1）河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 3申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類
- キ 3申請資格⑥、⑦に該当しないことを誓約できる書類
- ク 3申請資格⑩の要件を満たすことを証する書類
- ケ その他、河川管理者が必要と認める書類。

(2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却しません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5 募集期間

平成30年9月14日（金）から平成30年10月15日（月）まで

6 提出先

- (1) 以下の提出先に、持参、郵送「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」、又は電子メールにより提出すること。
- ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、募集期間内に必着とする。
- また、電子メールで送付する場合で、申請書類の容量が3MBを超える場合は、持参又は郵送等により提出すること。

※ 注1「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

〒514-8502
 三重県津市広明町297
 中部地方整備局三重河川国道事務所 調査課
 TEL 059-229-2216
 Eメール cbr-miechousa@mlit.go.jp

- (2) 申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄する地方整備局の事務所又は管理所（以下「事務所等」という。）の複

数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に提出すること。

7 審査方法

(1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査（必要に応じて地方公共団体、当該対象河川の他の事務所長の意見聴取を行う）を行い、中部地方整備局長へ審査結果を報告します。

中部地方整備局長は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

(2) 審査基準

① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

(イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

(ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間にわたり、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる判断基準に基づき審査を行います。

(ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

(イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

(ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との連携等が認められること。

なお、上記（ア）～（ウ）について審査を行い、満点の60％に満たない場合、（ア）～（ウ）のいずれかが審査基準に満たさない場合は河川協力団体の指定はしない。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、4 申請書類に基づき申請資格の確認があると審査会が認めた法人等からのヒアリングを実施します。なお、ヒアリングの日時については、申請締め切り日から7日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く）に事務局からヒアリング日時の調整を行い、通知します。

ヒアリングに参加する申請者の人数は3名以内とします。

8 結果の通知

- (1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川管理者より書面で通知し、河川協力団体指定証を発行します。
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

- (1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告してください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川協力団体の業務に対して、河川管理者が行う改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

〒514-8502

三重県津市広明町297

中部地方整備局三重河川国道事務所 調査課

TEL 059-229-2216 FAX 059-229-2257

Eメール cbr-miechousa@mlit.go.jp

〒515-1615

三重県松阪市飯高町森1810-11

中部地方整備局蓮ダム管理所 管理係

TEL 0598-45-0371 FAX 0598-45-0343

Eメール cbr-hachisu@mlit.go.jp

川を守り
川を育て
川を使う

河川協力団体制度

河川協力団体として 活動するメリット

河川協力団体として活動することで、様々なメリットがあります。
実際に活動している河川協力団体からはこんな声が聞こえています。

1 社会的信用度の向上

河川協力団体に指定され、国から指定を受け、共に活動している団体であることが認知されたことで、地域住民や自治体が協力的になった。

2 団体会員のモチベーションの向上

河川協力団体に指定されたことで、「国に認めてもらった」との名誉を会員が感じ、誇りを持って活動するようになった。

3 占用に伴う手続きの簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる占用手続きが、河川管理者との協議をもって足りることになった。



4 河川協力団体間の連携

自分たちの活動範囲だけでは繋がらなかった他団体と、河川協力団体という同じ指定団体と知り合い、活動連携に発展するようになった。

5 河川管理者との関係構築

河川協力団体に対する河川管理者側の窓口があり、団体活動への支援や活動に支障があった場合等、気軽に相談できるようになった。

6 河川に関する情報入手

治水、環境等の河川に関する情報が河川管理者から容易に得られるようになった。